開催日時	令和2年7月1日(月)	午前10時00分から	
開催場所	アバローム紀の国孔雀の間	午前10時40分まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名

#### ○事務局(嶋本)

ただいまから、令和2年度第1回和歌山地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。まず、前回の審議会以降、委員の交代がございましたので紹介いたします。

資料1を御覧ください。使用者代表委員の永井委員が退任され、新たに和歌山県 経営者協会の児玉征也委員に御就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたし ます。

# 〈児玉委員自己紹介〉

その他の委員は昨年同様でございますので資料の方で御確認いただけたらと思います。

また、事務局も交代がございます。まず、労働基準部長の片野です。続いて、賃 金室長補佐の宮脇です。

# 〈片野基準部長、宮脇賃金室補佐がそれぞれ自己紹介〉

専門監督官の大島です。労働局長の池田と、賃金室長の嶋本は引き続きとなります。よろしくお願い申し上げます。

まず、労働局長の池田から、第1回審議会開会に当たっての御挨拶を申し上げます。

### ○事務局(池田局長)

皆さんおはようございます。和歌山労働局長の池田でございます。本日は大変お忙しい中、令和2年度第1回和歌山地方最低賃金審議会に御出席いただき厚くお礼申し上げます。冨山会長をはじめ委員の皆様におかれましては平素より最低賃金の審議はもとより、私ども労働行政全般にわたりまして、格別の御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、先週金曜日の6月26日でございますけれど、加藤厚生労働大臣が中央最低 賃金審議会に対しまして諮問をいたしました。これから、中央最低賃金審議会にお きまして今年度の改定の目安について審議されることとなります。

私どもも、和歌山県内に適用されます最低賃金につきまして、必要な見直しをしていただくべく、後ほど皆様に改正決定の諮問を申し上げる予定でございます。

この後、目安が出された暁には、例年のことではございますが、気候も厳しい時期に、過密なスケジュールで審議いただくことになろうかと思います。

また、今年は新型コロナ感染症の影響により5月の有効求人倍率が1.02と前月よりも0.12ポイント減少するなど、大変に厳しい状況でございます。例年にも増して慎重な審議が求められるところです。

皆様、大変御多忙の中、御苦労をおかけすることとなりますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろし くお願いいたします。

# ○事務局(嶋本)

よろしくお願いいたします。なお、このタイミングでお願いですが、議事録を作成するために会議を録音しておりますが、録音が明瞭に行われるよう、皆様、御発言の際には申し訳ございませんが、マイクを使用していただくということでなにとぞ御協力お願いいたします。

それでは、会長に議事の進行を引き継ぎたいと思います。会長、よろしくお願い します。

#### ○冨山会長

皆さん、おはようございます。ただいま局長がおっしゃったように今年は新型コロナウイルスの感染拡大ということで、一応、緊急事態宣言は解除されたというものの、第2派が予測されて予断が許されない状況です。

ただいまのお話にもありましたように、今後の経済情勢とか雇用状況についても 大変懸念される事態になっております。このような状況の中、本審議会の審議も重 要な局面を迎えているということになると思いますが、各委員の皆様方におかれま しては慎重かつ充実した審議をよろしくお願いいたします。

まず、事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告をお願いします。

#### ○事務局(嶋本)

各委員の出席状況と会議の成立について御報告申し上げます。

各委員の出席状況ですが、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、 全員御出席していただいております。委員15名中、委員の3分の2以上の出席となり、最低賃金審議会令第5条の規定に基づく定足数を満たしておりますので、本会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、令和2年6月10日付けで、本会議の公開公示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでしたので、併せて御報告申し上げます。

### ○冨山会長

それでは、本日の会議次第に基づきまして議事を進めていきます。

最初に、当最低賃金審議会運営規程の確認をしたいと思います。議事を適正かつ 円滑に進行するために、第1回審議会におきまして確認していただいております。 運営規程について事務局から説明をお願いします。

## ○事務局(嶋本)

# 〈事務局が運営規程を説明(資料2)〉 〈議事録または議事要旨をホームページ上に公開する旨を説明〉

### ○冨山会長

ただいま事務局から説明を受けましたが、何か質問、御意見等はございませんでしょうか。

# 〈意見なし〉

特に、御意見等がないようですので、運営規程を御確認いただいたものとして審議会を進めてまいります。

次に、運営規程の第7条の規定による議事録署名委員ですが、公益代表については、会長職の私が当たることになりますが、公益以外の2名の指名を行いたいと思います。

労働者代表、使用者代表の委員の中から、それぞれ1名を推薦していただけますでしょうか。

# 〈労働者側委員から濵地委員の声〉 〈使用者側委員から児玉委員の声〉

それでは、推薦いただきましたので、労働者代表は濵地委員、使用者代表は児玉 委員にお願いすることといたします。よろしくお願いします。

なお、運営規程第7条第2項に基づいて、会議を非公開とする場合には同条第3項に基づいて議事要旨を作成いたしますが、議事要旨には署名を行わず、議事録署名委員は内容確認のみすることとなっておりますので、この点もよろしくお願いします。

次の議題であります、和歌山県最低賃金の改正決定の諮問を労働局長からお受けしたいと思います、よろしくお願いします。

# 〈労働局長が諮問文を朗読し会長に手渡し〉

#### ○富山会長

ただいま諮問を受けましたので、事務局は、諮問について諮問理由等の補足説明 がありますでしょうか。

#### ○事務局(嶋本)

では、諮問理由を述べさせていただきます。地域別最低賃金につきましては賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図り、よって労働者の生活の安定、労働力の資質向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するという最低賃金法の目的のために、その実効性を確保する観点から、賃金や物価水準等の動向に対応して適宜改善する必要があるものと考えているとことであります。そのため、毎年の賃金の春季改定状況や県内の状況、様々な状況等を考

慮しつつ、最低賃金が適正であるかにつきまして本審議会にお諮りしまして、慎重な審議を経た上で貴重な御意見をいただき、最低賃金の改正決定を行ってきたところでございます。

さて、昨年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太方針2019のおきましては、中小企業、小規模事業者に対して支援策を講じつつ、最低賃金については景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すこととされておりますが、一方で我が国の経済は新型コロナウイルス感染症、世界的な感染拡大の影響を大きく受けておるところでございます。県内経済につきましても近畿財務局和歌山財務事務所の4月の発表では、「新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が抑制される中、足元で大きく下押しされており、厳しい状況にある」とされているところでございます。

去る6月26日には、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改定の目安についての諮問が行われております。目安が示されればそれを尊重していただく一方で、和歌山県の雇用失業情勢等の地域の状況や私どもが実施しております最低賃金の改正にかかる基礎調査結果、あるいは関係労使からの意見陳述等に基づき、適正な賃金額を検討していただき、可能な限り公労使の意見一致が見られますよう、この審議会に調査審議をお願いするものです。

なお、本審議会から結論をいただいた際には、答申を尊重いたしまして最低賃金 を決定してまいりたいと存じます。

以上、諮問理由について御説明いたしました。委員の皆様方におかれましては、 過密な審議日程をはじめ、多大なる御負担をおかけするかと存じますが、今後の御 審議と円滑な審議会運営への御協力、御理解をお願いしたいと思います。

# ○冨山会長

ただいま、和歌山県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたところでありますが、御意見、御質問などございましたらお願いします。

#### ○和歌委員

確認だけさせてください。

改正決定についてというのは、改正することを決定するということですか。改定 決定しないということも含めるということですか。

#### ○事務局(嶋本)

本日諮問させていただいたのは改正に対する諮問ということですので、改正を前 提とした審議会と御理解いただければと思います。

### ○冨山会長

他に御質問はありませんか。

#### ○事務局(嶋本)

補足すると、過去にも改正額がゼロということもございましたので、その点もお 含みおきいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

# ○冨山会長

他に意見がないようですので、改正諮問を受けることにします。

改正諮問を受けましたので、和歌山県最低賃金専門部会を設置することになりますので、部会の構成、部会審議の進め方等について事務局から説明願います。

### ○事務局(嶋本)

説明いたします。

専門部会の設置根拠と専門部会の委員についてでありますが、最低賃金法第25条第2項に、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない、との規定があり、同規定に基づき和歌山県最低賃金専門部会を設置するものです。

専門部会の委員については、同法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項と第4項及び同項で準用する同令第3条の規定により、最低賃金審議会の本審の委員を任命したのと同様の手続きを経て、改めて公労使各3名の専門部会委員を任命させていただくことになります。

委員の任命に当たりましては、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員については、候補者の推薦公示を経て任命させていただくことになります。

なお、推薦公示は、本日手続を予定しているところでございます。締め切りは 短期間で申し訳ないのですが7月15日ということにさせていただく予定にしてお ります。御協力よろしくお願いいたします。

また、専門部会の公益代表委員につきましては、本審委員の中から任命させていただきますので、この場で御選出よろしくお願いいたします。

# ○冨山会長

労働側、使用者側は、先程の事務局の説明に従い、所定の期日までに委員の推薦をよろしくお願いします。なお、公益委員については、先ほど打合せを行い、わたくし冨山と本田委員、岡田委員の3名が専門部会委員に就任することになっておりますので、報告いたします。

次に、専門部会の審議運営に関して、事務局から提案があるとのことですのでよろしくお願いしたします。

## ○事務局(嶋本)。

最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と規定されています。つまり、最低賃金審議会の意思決定を専門部会の決議をもって代えるものであります。例年、審議会開催に苦慮していることや、審議の簡素化の観点から、本年度もこの規定を活用し、専門部会の決議が全会一致の場合に限り、審議会の決議としてはどうかと考えております。

つきましては、審議会令第6条第5項の適用の検討をお願いいたします。

#### ○冨山会長

ただいま事務局の方から説明がありましたが、審議会令第6条第5項の適用について、皆様どうでしょうか。地域別最賃については、専門部会の決議が全会一致であれば適用することについて、意見はございませんでしょうか。

# 〈意見なし〉

それでは、この審議会令第6条第5項の適用をするということで決めさせてい ただきます。

次に、審議日程についての議題に移ります。今後の本審及び専門部会等の日程について、事務局から提案お願いいたします。

#### ○事務局(嶋本)

それでは、今後の審議日程等について、事務局として提案をさせていただきます。資料番号4と5を御覧下さい。

まず、中央最低賃金審議会の目安に関する答申ですが、7月22日(水)頃に予定されていると聞いております。そのあと23、24日は祝日になっております。さらに25、26日は土日ということになりますので、土日祝日を挟みまして、全員出席可能な日時ではございませんが、7月27日(月)の9時30分から第2回の本審を実施させていただきまして、委員の皆様に目安に関する答申の伝達を行いたいと考えております。場所は和歌山労働局6階会議室を予定しています。

また、最低賃金法第25条第5項に基づく意見陳述について、本日公示を行いますので、希望があった場合には、この7月27日の第2回の本審において意見陳述を行っていただく予定としております。

また、産業別最低賃金の改正の必要性につきまして、各産業の労働組合からこの時期に申出書が提出されると思われますので、申出がありましたら産業別最低賃金の改正の必要性についても7月27日の本審で諮問したいと考えております。

すでに御案内のとおり、今年度は百貨店、総合スーパーと各種食料品小売業を合わせた特定最低賃金の新設の意向表明が出ておりますので、これに関する申出があれば必要性の諮問を併せて行わせていただきます。

その後の日程でございますが、本年におきましても早期発効に向けて計画的な審議日程を調整するように全国的に求められているところでございます。目標としては、できる限り例年どおり10月1日の効力発行を目指したいと考えております。

資料4を御覧ください。

仮に10月1日の発効ということであれば、官報への公示後から発効までは30日以上必要であるということや、異議申出期間を15日設定しなければならないなどの関係から逆算しまして、8月5日には結審して改定額の答申を行っていただく必要があります。

8月5日の答申の場合、最短で8月21日が異議審となり、10月1日に発効できますが、翌日8月6日の答申の場合は最短の発効日が10月2日、8月7日の場合は10月3日となります。

結審につきましては審議の状況次第ではありますが、できるだけ早期の発効に 向けて努力するという方向性につきましては何とぞ御理解いただきますようお願 い申し上げます。

ちなみにここ数年の専門部会の審議状況は、3回から4回程度の専門部会で結審してきている経緯がございます。何度専門部会を開催するかは、労使の専門部会委

員が確定してから第2回本審等で協議いただいておりますが、今回各委員の日程 を先日確認させていただいておりますので、第1回の専門部会の日程だけでも仮 に決定していただきたいと思います。

事務局といたしましては、7月27日の第2回審議会に引き続いて、同日11時から 第1回専門部会を予定させていただければと考えております。

他府県との関係もありましょうし、また、企業の賃金計算上も10月1日発効のメリットはあろうかと思いますので、できるだけ早期の効力発効に向けて努力するという方向性につきましては何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

#### ○冨山会長

ただいま事務局から、審議日程の提案がありましたが、まず、7月27日の9時半から第2回の審議会を開催することでよろしいでしょうか。

# 〈異議なし〉

それでは、7月27日9時半から第2回の審議会を開催することとします。おって 文書を発送しますので、委員の皆様よろしくお願いします。

続いて、まだ労使の専門部会委員が確定していない状況ですが、第1回専門部会の日程を仮に7月27日11時からという事務局案に対して、各委員は御意見をお願いします。

第1回の専門部会を第2回の審議会の後、同日の11時からするということで 特に意見はございませんか。よろしいでしょうか。

#### 〈異議なし〉

では、そういうことで確認するということでよろしくお願いいたします。

#### ○冨山会長

次に現地視察の議題に移ります。事務局からこの件について説明お願いします。

## ○事務局(嶋本)

実地視察につきましは平成29年度に一度実施しております。

審議会委員の皆様に、最低賃金履行確保上問題となる業種や地域等の実態の認識を深めていただくために、事務局があらかじめ選定した事業場等を御案内して、現場を見ていただくというような趣旨でありますが、本年度については、新型コロナウイルス感染症に関して非常事態宣言こそ解除されましたが、いまだに油断できない状況が続いており、感染予防の観点から、誠に申し訳ありませんが、基本的には実施を見送ることとしたいと考えておりますが、御意見等あればお伺いしたいと思います。

# ○冨山会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、実地視察について御提案いただければ と思いますが、何か御意見はございませんでしょうか。 事務局としては特に実施しないという方向でしたが、よろしいでしょうか。

# 〈意見なし〉

それでは実地視察は行わないということとしたいと思います。

# ○冨山会長

それでは、次の議題、「異議審における傍聴について」に移りますが、事務局から説明願います。

#### ○事務局(嶋本)

異議審における傍聴についてですが、昨年度の異議審におきましては傍聴人はございませんでしたが、平成30年度は当労働局のインターンが審議会を傍聴するということがありました。従来、本審は公開としてきたところですが、この時は、異議申出に係る審議につきましては金額審議に当たるという観点から、会長の御判断により非公開とし、異議申出に係る審議に入る前に傍聴者に退席願ったところです。今年度についても、異議審において傍聴希望がある場合も考えられることから、あらかじめ異議申出に係る審議における公開、非公開について、会長の御判断を仰ぎたいと考えております。よろしくお願いします。

### ○冨山会長

ただいま、事務局から、異議申出に係る審議については非公開にすべきか否かと の問いがありましたが、私も専門部会との均衡上、非公開としたいと考えますが、 皆様よろしいでしょうか。

#### 〈異議なし〉

それでは、異議申出に係る審議に入る前に、傍聴者がいる場合については退席を お願いすることとします。

#### ○冨山会長

議題の最後でありますが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

#### ○事務局(嶋本)

配付資料につきましてはほぼ例年どおりでございます。資料番号5まではすでに御覧いただいたとおりです。

資料番号6と7、これにつきましては昨年度までの最低賃金の改定状況を示したものです。

資料番号8は、5月28日付けで日銀大阪支店が発表した関西金融経済概況です。 資料番号9は、4月27日付けで和歌山財務事務所が公表した和歌山県内経済情 勢報告です。

資料番号10は、令和2年4月版の和歌山県商工観光労働総務課の和歌山県の経済動向についての資料です。昨年度は5月版をつけさせていただいていましたが、現時点では5月版が出ていませんので4月版をつけさせていただいております。

資料番号11は、生産性向上支援関係の参考資料です。御覧いただけたらと思います。

資料番号12は、紀州有田商工会議所会頭様から当審議会会長宛てに届きました 最低賃金改定に当たっての要望書で、改定凍結も視野に納得感ある水準を求める との内容となっております。紀州有田商工会議所会頭様からのこのような要望書 は、少なくともここ数年は提出されております。

また、最低賃金決定要覧の本年度版を机上に配布させていただいておりますので、御審議の際には御持参いただき、参考に活用お願いいたします。

以上、資料の説明を終わります。

## ○冨山会長

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はありませんか。

#### ○濵地委員

資料の関係で、追加でお願いしたいのが、パート労働者の募集時給が把握できる 資料。ハローワークで募集しているパート労働者の時給が分かる資料を用意してい ただきたいのですが。

# ○事務局(嶋本)

募集時給ですか。

## ○濵地委員

はい。

### ○冨山会長

では、パート労働者の時給について資料をお願いします。

#### ○事務局(嶋本)

確認してお示しできるようにしたいと思います。

#### ○冨山会長

ほかに御意見、御質問等はございませんか。 はい、児玉委員。

### ○児玉委員

資料7に最低賃金額の推移がありますが、その中で、過去を見ていきますと、リーマンショック後の平成20年から21年にかけてはプラス1円というのが見受けられるのですが、その前、平成13年から16年までは同じ数字が並んでいるのですが、バブル崩壊があって、それから2012年というはITバブル崩壊があって、鉄鋼不況というものもあったと思うのですが、その辺の時代背景が分かりましたら教えていただけたらと思うのですが、もし分からなければ次回教えていただければと思います。

#### ○事務局(嶋本)

今手元にお示しできるものがありませんので、次回にお示しさせていただきたい と思います。

# ○冨山会長

では資料をお願いします。他にはございませんか。よろしいですか。

# 〈質問なし〉

特にないようですので、以上で予定しておりました議題はすべて終了いたしました。委員の皆さんから何か御意見等がございましたら、 よろしいですか。

特にないようですので、これをもって本日の会議は終了したいと思います。委員の皆様、今後における御審議、よろしくお願いします。



和歌山地方最低賃金審議会 会長 富山 信彦 殿

和歌山労働局長 池田真澄

最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金(昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第8号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。